

マネー・ローンダリング対策には国連条約の履行徹底が必要

マネー・ローンダリングと闘い、その犯人を裁くためには、さらに国際的な協力が必要です。現時点では、さまざまな法律上、実務上の障壁により、加盟国がマネー・ローンダリング捜査の効果を高めることはできていません。不正資産を発見、押収、没収するためには、各国間の協力が必要となることが多いものの、実際にはこれが困難な場合もあります。

国家間の協力は、国際的に強制力のある文書で定める司法共助の原則に基づいて行われます。「麻薬および向精神薬の不正取引防止に関する国連条約（1988年条約）」、「国連国際組織犯罪防止条約（UNTOC）」および「国連腐敗防止条約（UNCAC）」により、加盟国はマネー・ローンダリング対策を講じるよう具体的に要求されています。

しかし、加盟国間の法制度の違いや、資金・人材面での制約により、各条約の関連規定を履行する能力が損なわれ、効果的な協力はできていないのが実情です。しかも、商取引の悪用や複雑な企業構造、新たな決済方法や代替的な送金システムを用いたマネー・ローンダリングの手口や仕組みも生まれてきているため、問題はさらに複雑化しています。

法的な障壁とは：

司法共助を行う際に最も基本的な障害となるのは、双罰性の立証です。これは、共助を要請する国と、その要請を受ける国の双方の法律で、ある行為が犯罪とみなされねばならないという原則です。これをあまりにも厳密に適用すれば、ある国が別の国の捜査を支援できないという、予期せぬ結果が生じることもあります。

この問題への対処を目的とした UNTOC と UNCAC の規定、すなわちリストに詳しく記載された行為が故意でなされた場合、これをすべて犯罪とみなすという規定を全面的に遵守していない加盟国も多くあります。

UNTOC と UNCAC の規定によれば、加盟国はさまざまな理由で、司法共助を認めたり、これを拒んだりすることができますが、場合によっては、これが不当な制約となりかねません。その他、各国担当当局間や地域機関内部、および、INTERPOL や金融情報機関（FIU）エグモント・グループをはじめとする国際機関内部での覚書など、比較的インフォーマルな経路もあります。

明確な情報交換窓口がある場合でも、加盟国は、過度に厳しい秘密法によって、金融上、職業上または商業上の守秘義務に服する情報にアクセスしたり、これを入手したり、外国当局者との間でこれを共有したりする能力が妨げられることのないようにすべきです。また、比較的インフォーマルな経路を通じた国際援助は、要請に応じた協力に限定せず、他の管轄区域当局にとって有用と思われる情報の自発的交換も認めるものとすべきです。

マネー・ローンダリング対策における課題：

国際貿易システムを通じた、過少請求または過大請求によるマネー・ローンダリングが深刻な課題となっています。同じ商品について複数の請求を行うという手口もよく見られま

す。この種の犯罪を発見、捜査するためには、国内・国際レベルで貿易データを交換、比較できなければなりません。

国際商取引のスピードと規模によって生まれる匿名性は、マネー・ローンダリング罪の捜査と訴追をさらに困難にするおそれがあります。

国際貿易の数量が急増を続ける中で、ほとんどの国々には輸出入取引を全面的に監視できる資源がありません。企業や法的関係を簡単に設立、解消できることや、実体のない会社などを利用して国際貿易を行えることも相まって、取引を誰が取り仕切っているのかを特定することはほとんど不可能になっています。

もう一つ追跡と監視の困難なマネー・ローンダリングの手口として、正規の銀行セクターを経由せずに、しばしば現金の形で国際的に資金を移転できる代替的送金システムの活用があげられます。しかし、こうしたシステムは犯罪者が簡単に犯罪収益を洗浄できる手段であるだけでなく、移民労働者が金銭を本国の家族に送金する手段としても利用されており、一部の開発途上国では、これが大きな収入源となっています。

さらに、ネット決済システムやプリペイドカード、モバイル決済による匿名性は、マネー・ローンダリング犯が簡単に悪用できる理想的な手段となっています。例えば、クレジット会社が発行するプリペイド・キャッシュカードを使えば、全世界で商品の購入または現金の引出しが可能です。犯罪者はこれを大量に購入して悪用することができます。また、これらシステムの多くは国際的な性質を帯びているため、加盟国がその運営企業を統制したり処罰したりすることは難しくなっています。

何が必要か

加盟国は下記の対策を講じる必要があります。

- 国連条約の規定に従い、マネー・ローンダリング罪を定義すること
- 貿易や代替的送金に関するものを含め、グローバルなレベルでデータの収集と分析を改善するための調整を強めること
- 十分に幅広いマネー・ローンダリング罪捜査権限を国内当局に認めること
- 司法共助の実施に不当な制約的条件を課さぬようにすること
- 関係当局の研修を改善し、知識を向上させること
- 国内での自発的情報交換と協力を促すこと
- 国際協力に関する窓口担当者の任命を検討すること
- 犯罪者が新たな決済方法をマネー・ローンダリングに悪用できないよう、国際的に調和の取れた規制を導入すること

さらに詳しくは、下記をご覧ください。

www.unis.unvienna.org

www.unodc.org

www.crimecongress2010.com.br

ライブ・ウェブキャストは下記でご覧になれます。

www.un.org/webcast/crime2010